

# 令和元年10月1日から

3～5歳児クラスの幼稚園、保育所、認定こども園などを  
利用する子どもたちの利用料が**無償化**されます。

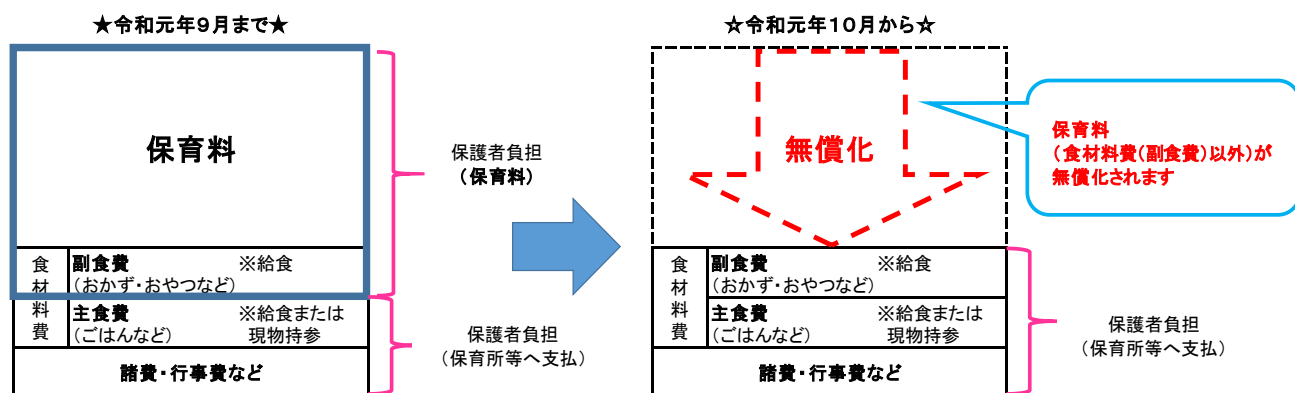
※ 0～2歳児クラスの住民税非課税世帯の子どもたちも対象になります。

## 幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子どもたち

### 【対象者・利用料】

- **3～5歳児クラスの全ての子ども及び0～2歳児クラスで住民税非課税世帯の子どもの保育料が無償化**されます。
  - 幼稚園については、月額上限25,700円です。
  - 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。  
(注) 幼稚園については、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化します。
  - 新たな手続きは不要です。(ただし、子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園については、無償化となるための認定手続きが必要となります。)
  - 食材料費、諸費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。
- **3～5歳児クラスの食材料費(副食費と主食費)**について
  - 保育所等利用の3～5歳児クラスの子ども(2号認定)についても、今後は副食費(おかず、おやつなど)を保育所等に直接お支払いいただくこととなります。
  - ただし、年収360万円未満相当世帯の子どもと第3子以降(※)の子どもは、副食費(おかず、おやつなど)が免除されます。  
※幼稚園・認定こども園(幼稚園部分)は小学校3年生から  
保育所・認定こども園(保育所部分)・地域型保育事業所は就学前児童からカウントして第3子以降の子どもとなります。
  - 0～2歳児クラスの子どもは、これまでと変わりません。
  - 嘉島町立嘉島幼稚園は、これまで保育料と給食費を別々に徴収しているため、給食費の支払方法に変わりはありません。

3～5歳児クラスの保育所等利用の子ども(2号認定児童)



### 【対象となる施設・事業】

幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育(小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育)企業主導型保育事業

# 幼稚園の預かり保育を利用する子どもたち

## 【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、嘉島町から「**保育の必要性の認定**」を受け**必要があります**。  
※認定申請書に必要書類を添付のうえ、原則通われている園を經由し申請してください。  
なお、「保育の必要性の認定」については、就労などの要件（認可保育所の利用と同等の要件）があります。  
※嘉島町立嘉島幼稚園は、預かり保育を実施していないため該当しません。
- 満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの子どもが対象**です。幼稚園の利用に加え、**利用日数に応じ1日450円を上限に月額11,300円まで利用料が無償化（償還払い）**となります。  
※住民税非課税世帯については、満3歳から対象となります。その場合、満3歳となった日から次の3月末までの間は、月額16,300円までとなります。

## 認可外保育施設等を利用する子どもたち

### 【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、嘉島町から「**保育の必要性の認定**」を受け**必要があります**。  
(注1) 保育所、認定こども園等を利用できていない方が対象となります。  
(注2) 認定申請書に必要書類を添付のうえ、嘉島町役場町民課福祉係へ申請してください。なお、「保育の必要性の認定」については、就労などの要件（認可保育所の利用と同等の要件）が必要です。
- 3～5歳児クラスの子どもは月額37,000円まで、0～2歳児クラスで住民税非課税世帯の子どもは月額42,000円までの利用料が無償化（償還払い）**されます。

### 【対象となる施設・事業】

- 認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業のうち、町が確認を行ったものを対象とします。

- 障がい児発達支援についても、**3～5歳児クラス全ての子ども及び0～2歳児クラスで住民税非課税世帯の子どもの利用料が無償化**されます。

※償還払いとは、利用料をいったん施設にお支払いただき、そのあと領収書等を添付した申請書を町へ提出していただくことにより、支払った額の全部または一部の支給を受ける制度のことです。

※無償化に伴う詳細内容については、町ホームページへ順次掲載予定です

## 問い合わせ先

- 【幼稚園について】 嘉島町教育委員会 学校教育課 ☎(096) 237-0937
- 【保育園・病児・ファミサポ・発達支援等について】 嘉島町役場 町民課 福祉係 ☎(096) 237-2576